5　介護予防通所リハビリテーション費（１月につき）	
イ　介護予防通所リハビリテーション費	
⑴　要支援１	1,712単位
⑵　要支援２	3,615単位
注１・２　（略）	
3　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、１月につき330単位を所定単位数に加算する。	
4　別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、生活行為向上リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ　リハビリテーション実施計画に基づく指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して３月以内の場合	900単位
ロ　当該日の属する月から起算してから３月を超え、６月以内の場合	450単位
5　生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定し、当該加算を算定するために作成したリハビリテーション実施計画で定めた指定介護予防通所リハビリテーションの実施期間中に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を終了した場合において、同一の利用者に対して、再度指定介護予防通所リハビリテーションを行ったときは、実施期間中に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を終了した日の属する月の翌月から６月以内の期間に限り、１月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算する。	

リ　介護職員処遇改善加算	
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
⑴　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数	
⑵　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数	
⑶　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イからチまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数	
⑷　介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　(3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数	
⑸　介護職員処遇改善加算(Ⅴ)　(3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数	
7　介護予防通所リハビリテーション費（１月につき）	
イ　介護予防通所リハビリテーション費	
⑴　要支援１	1,812単位
⑵　要支援２	3,715単位
注１・２　（略）	
（新設）	
（新設）	
（新設）	